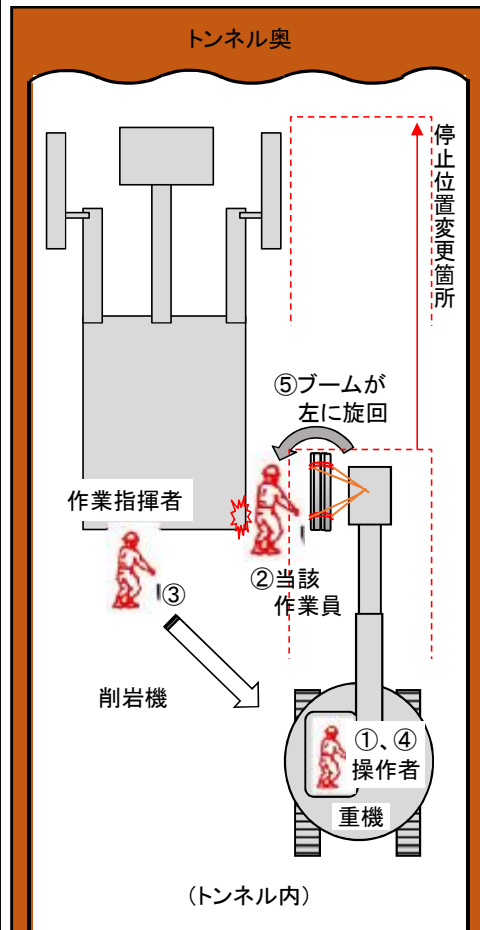


大飯発電所 協力会社作業員の負傷について

発生状況



① 重機の操作者は、重機に資材を吊り下げてトンネル内を移動し、削岩機の横で停止

② 当該作業員が、重機に近づき、資材の吊り降ろし作業に備え、資材の揺れを押さえる

③ 作業指揮者が重機の停止位置を前方に変更するよう重機の操作者に指示

④ 重機の操作者は、移動前に重機と削岩機との間隔を確認するため、運転席から身を乗り出したところ、重機のブーム操作作用レバーに接触



⑤ 資材を吊り下げていたブームが急に旋回し、資材を押さええていた当該作業員の体が押され、削岩機に左ひざをぶつけ、負傷



推定原因

作業指揮者が重機の停止位置の変更を指示した際、当該作業員に対し、重機から離れるよう指示していませんでした。また、重機の操作者が削岩機との間隔を確認する際、操作作用レバーのロックを行いませんでした。このため、操作者が誤って重機の操作作用レバーに接触したことで資材を吊っていたブームが旋回し、当該作業員が、吊り下げられていた資材に押され、削岩機に左ひざをぶつけ、負傷したものと推定しました。

対 策

本事象について、全協力会社に周知するとともに、以下の基本事項の遵守等を徹底します。

- ・ 作業責任者(作業指揮者)は、重機による資材の吊り降ろし操作を中断させるなど、作業途中に変更指示を行う際には、重機周辺から作業者を退避させること
- ・ 重機の操作者は、重機による吊り降ろし操作を中断する場合には、確実に操作作用レバーをロックすること